

(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請等に必要書類等一覧

必 要 書 類	備 考
許可申請書	
添付書類	
1. 事業計画の概要を記載した書類	様式：1
2. 事業の用に供する施設を記載した書類 (1) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、処理工程図、現況の写真および当該施設の付近の見取図 (2) 施設の構造および設備の概要（中間処理・最終処分場・保管施設） (3) 施設の維持管理計画書（中間処理・最終処分場・保管施設） (4) 災害防止計画（最終処分場） (5) 事務所の付近の見取図 (6) 周囲の地形、地質および地下水の状況を明らかにする書類および図面（最終処分場）	様式：2～6 様式：7～10 様式：11 様式：12
3. 申請者が2. (1)に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類 (1) 施設設置場所に係る土地・建物の概要 (2) 施設設置場所に係る土地・建物の登記事項証明書および不動産登記法第14条の地図（土地） (3) 施設設置場所に係る土地、建物および施設の賃貸借契約書のコピー等	様式：13 所有権を有していない場合
4. 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	様式：14
5. 海洋汚染および海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証のコピー	海洋投入処分の場合
6. 定款または寄付行為、および登記事項証明書	法人の場合
7. 申請書の「申請者」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄に記載したすべての者について (1) 住民票の写し（本籍が記載されているもの） (2) 後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書 ※ 成年被後見人または被保佐人である者がいる場合は、登記事項証明書に加えて、当該者に係る「精神の機能の障害に関する医師の診断書」（注3）を併せて提出 (3) 誓約書 (4) 株主（出資者）に法人がある場合は、その法人の登記事項証明書	様式：15
8. 産業廃棄物の処分に関する講習会（注4）の修了証のコピー	
9. 事業の開始および継続に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類	様式：16
10. 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表および法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類（納税証明書、税務署の受付印または電子申請等証明書のある確定申告書別表一（一）、別表四のコピーを添付）	法人の場合
11. 資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額および納付済額を証する書類（納税証明書税務署の受付印または電子申請等証明書のある確定申告書、収支決算書のコピーを添付）	様式：17 個人の場合
12. 感染性廃棄物および廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合に必要添付書類 (1) 性状の分析を行う設備の概要を記載した書類 (2) 性状の分析を行う者が十分な知識および技能を有する者であることを証する事項	様式：18 特管処分の場合

注1) 許可の更新および変更の許可を申請する場合、次の添付書類については、従前に提出されたものと変更が無い（完全に同じ）場合に限り、添付書類省略申立書を提出することにより、提出を省略できるものとします。（添付書類省略申立書に変更の有無を明記してください。）

- 「1. 事業計画の概要を記載した書類」
 - 「2. 事業の用に供する施設を記載した書類」のうち、次の書類
 - ・ 「(1) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、現況の写真および当該施設の付近の見取図」
 - ・ 「(5) 事務所の付近の見取図」
 - ・ 「(6) 周囲の地形、地質および地下水の状況を明らかにする書類および図面（最終処分場）」
 - 「3. 申請者が2. (1)に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類」のうち、次の書類
 - ・ 「(2) 施設設置場所に係る土地・建物の登記事項証明書および不動産登記法第14条の地図（土地）」
 - ・ 「(3) 施設設置場所に係る土地、建物および施設の賃貸借契約書のコピー等」
 - 「4. 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類」
 - 「5. 海洋汚染および海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証のコピー」
- ※ 「2. (1)処理工程図」および「3. (1)施設設置場所に係る土地・建物の概要」は変更が無い場合であっても省略できませんので、必ず添付してください。

注2) 更新および変更の許可を申請する場合、旧許可証は返納してください。

注3) 「精神の機能の障害に関する医師の診断書」は、能力に関する意見（意思疎通ができるか否かなど）およびその判断の根拠（診察時に行った試験結果や、親族等からの聞き取りの結果など）が記載されたものを提出してください。

なお、「精神の機能の障害に関する医師の診断書」を提出する予定がある場合は、申請先の健康福祉センターに事前に御相談ください。

注4) (公財)日本産業廃棄物処理振興センターの講習会を指します。

注5) 住民票、各種登記事項証明書、精神の機能の障害に関する医師の診断書、不動産登記法第14条の地図および納税証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものを添付してください。

福井県証紙貼付台紙

↓申請区分に○をつけてください。			申請手数料		コード				
	産業廃棄物収集運搬業	新規	81,000円	14340	06	02	04	08	237
	〃	更新	73,000円	14340	06	02	04	08	247
	〃	変更	71,000円	14340	06	02	04	08	277
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規	81,000円	14340	06	02	04	08	297
	〃	更新	74,000円	14340	06	02	04	08	307
	〃	変更	72,000円	14340	06	02	04	08	337
○	産業廃棄物処分業	新規	100,000円	14340	06	02	04	08	254
	〃	更新	94,000円	14340	06	02	04	08	264
	〃	変更	92,000円	14340	06	02	04	08	284
	特別管理産業廃棄物処分業	新規	100,000円	14340	06	02	04	08	314
	〃	更新	95,000円	14340	06	02	04	08	324
	〃	変更	95,000円	14340	06	02	04	08	344
	廃棄物再生事業者登録		40,000円	14340	06	02	04	08	374

該当する欄に○を付してください。

証紙は、福井県内に本店を持つ銀行、信用金庫で購入できるほか、申請書提出先の健康福祉センターでも購入できます。

証紙貼付欄

※手数料納付システムを利用した場合、記載すること。

【申込番号】 - -

電算入力

必ず記入してください。

申請者氏名	福井産廃株式会社		
受付年月日※	年 月 日	受付番号※	—

※欄には記載しないでください。

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

当社は、現在産業廃棄物（焼却、破碎・選別）および金属スクラップ等のリサイクル事業を展開している。

産業廃棄物の中間処理事業では、産業廃棄物の汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くずの焼却を行っている。

また、破碎・選別処理事業では、廃電子機器等の破碎・選別を行っており、銅、鉄アルミニウム等をリサイクルを行っている。

取扱う量の多いものから極力全ての欄に記載すること。

処理後の廃棄物の処分先の名称および所在地（実際に搬入する場所）を記入（有価物として売却する場合は売却先を記入）

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類および処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称および所在地	処分方法	予定処分先の名称および所在地 (処分場の名称および所在地)
1	汚泥	150t/月	固形	〇〇〇センター 福井県〇〇市 2-1	焼却	〇〇〇(株) 〇〇県〇〇市 1-2
2	廃酸	200t/月	液体	〇〇〇(株) 福井県〇〇市 52-1	焼却	〇〇〇(株) 〇〇県〇〇市 2-2
3	廃プラスチック類	5t/月	固形	(株)〇〇 福井県〇〇市 4-1	破碎・選別	〇〇〇(株) 〇〇県〇〇市 32-2
4	廃油	100t/月	液体	〇〇〇(株) 福井県〇〇市 58-1	焼却	〇〇〇(株) 〇〇県〇〇市 42-9
5	汚泥	85t/月	固形	〇〇〇センター 福井県〇〇市 62-1	焼却	〇〇〇(株) 〇〇県〇〇市 1-2
6	廃酸	20t/月	液体	〇〇〇(株) 福井県〇〇市 52-1	焼却	〇〇〇(株) 〇〇県〇〇市 32-2
7	廃プラスチック類	8t/月	固形	(株)〇〇 福井県〇〇市 4-1	破碎・選別	〇〇〇(株) 〇〇県〇〇市 3-2
8	廃油	90t/月	液体	〇〇〇(株) 福井県〇〇市 58-1	焼却	〇〇〇(株) 〇〇県〇〇市 42-8

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 施設の概要	
処理施設の種類	破碎・選別施設
設置場所	福井県〇〇市〇〇番地
設置年月日	□□〇〇年〇月〇日
処理能力	〇〇t/日
廃棄物の種類	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）および陶磁器くず」（自動車等破碎物を除く。） 以上 4 種類
処理施設の処理方式および設備の概要	別紙、様式 2 および 3 のとおり
環境保全設備の概要	

4. 最終処分場	
最終処分場の種類および名称	(例) 安定型最終処分場
設置場所	福井県〇〇市〇〇番地
設置年月日	□□〇〇年〇月〇日
最終処分場の規模等	埋立容量〇〇〇m ³
埋立対象廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工 作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）」および 陶磁器くず」、ゴムくず、がれき類
構造および設備の概要	別紙、様式4 および5のとおり
放流水の水質等	
その他環境保全対策	

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

できるだけ具体的に記入してください。

(2) 保管施設において講ずる措置

できるだけ具体的に記入してください。

(3) 最終処分場において講ずる措置

該当なし。

[様式：2]

施設の構造および設備の概要（中間処理共通）

処 理 方 式	焼却施設：○型焼却炉による高温焼却処理 破砕・選別施設：固定式破砕処理	施設の銘板と一致 すること
施設のメーカーおよび形式	焼却施設：○○工業(株) ○型焼却炉 破砕・選別施設： 【破砕】○○破砕機 ○○工業(株) ATG-38 【選別】磁選機 ○○(株) DT-555	
時間当たり定格標準能力	焼却施設：○○ t / 時間 破砕・選別施設：○○ t / 時間	
1 日 の 運 転 時 間	焼却施設：24時間 破砕・選別施設：8時間	
周囲の囲いおよび表示	工場全体の周囲をコンクリート板で囲っている。 各施設は施設ごとに表示版にて表示している。	
雨水等の流入防止措置	各施設の周りには雨水等の流入防止の側溝を設けている。	
消 火 設 備 の 設 置	自動火災報知機、第○種消火設備を設置している。	
洗 車 設 備 の 設 置	工場内に産業廃棄物運搬車の洗車設備を設置している。	
駐 車 設 備 の 設 置	工場内に産業廃棄物運搬車の駐車場所を確保している。	
排 水 処 理	工場からの総合排水は○○川に放流している。	
	○○方式	○○方式
	床面はコンクリート製とし、地下浸透を防止している。	床面はコンクリート製とし、地下浸透を防止している。
腐 食 防 止 の 措 置	ステンレス等の耐食性の材料を使用している。	
廃 棄 物 の 飛 散 ・ 流 出 の 防 止 措 置	廃棄物の保管場所は周囲をコンクリート製擁壁で囲い、廃棄物の飛散・流出を防止している。	
悪臭の発生・害虫発生 の 防 止 措 置	汚泥や廃液で臭いのするものは密閉構造の施設で保管し、外部への発散を防止している。	
騒音、振動発生防止措置	騒音については定期的に向上敷地境界で実測し確認している。	
施設の処理能力に応じた 貯 留 設 備	受け入れた廃棄物の貯留設備 焼却施設：汚泥保管能力 ○○○m ³ 、廃油保管能力 ○○○m ³ 廃酸保管能力 ○○○m ³ 、廃アルカリ保管能力 ○○m ³ 破砕・選別施設：廃プラスチック類 ○○○m ³ ：金属類 ○○○m ³ 処理後の廃棄物の貯留設備 焼却残さ：保管能力 ○○○m ³ 廃プラスチック類 ○○○m ³ 、金属類 ○○○m ³	

[様式：3]

施設の構造および設備の概要（破碎）

粉じん発生防止装置	・ 局所集塵装置を設置 ○○式集塵機：SHD-M2000BP 一基 集塵サイクロン : STH-550S 2基 ・ 床面散水装置を設置
施設設置場所	福井県○○市○○番地

《移動式破碎処理》

車台への固定	該当なし
--------	------

[様式：6]

施設の構造および設備の概要（保管施設）

1. 受け入れた産業廃棄物の保管施設

保管量の根拠を示す書類を添付してください。

保管能力	面積 <u> △△△ </u> m ² <u> △△△ </u> m³ 保管上限 <u> △△△ </u> m ³ 最高高さ <u> △.△ </u> m
保管する産業廃棄物の種類および保管量※	処分に応じて保管する産業廃棄物の種類および保管量をすべて記載すること。
中間処理施設と保管施設との位置関係	別図 ※中間処理場内における中間処理施設と保管施設との位置関係がわかる図面を添付すること。
仕切り壁	(例) 産業廃棄物を種類ごとに保管できるように、高さ2.0mのコンクリート製仕切壁を設置する。
地下浸透防止措置	(例) 液状の廃棄物を取り扱うため、床面をコンクリート舗装する。
汚水の流出防止措置	(例) 場内における汚水が流出しないように保管施設には屋根を設けるとともに、中間処理場周囲に側溝を設け油水分離槽を経た後放流する。

2. 処理後の産業廃棄物の保管施設

保管能力	面積 <u> △△△ </u> m ² 容量 <u> △△△ </u> m ³ 保管上限 <u> △△△ </u> m ³ 最高高さ <u> △.△ </u> m
保管する産業廃棄物の種類および保管量※	中間処理後に保管しておく産業廃棄物の種類および保管量をすべて記載すること。 ※再生を行う場合には、再生品の保管場所として記載すること。
中間処理施設と保管施設との位置関係	別図 ※中間処理場内における中間処理施設と保管施設との位置関係がわかる図面を添付すること。
仕切り壁	上記1.と同様
地下浸透防止措置	上記1.と同様
汚水の流出防止措置	上記1.と同様

※ 保管施設の掲示板の表示内容および寸法を示す書類を添付すること。

掲示板の記載例

産 業 廃 棄 物 の 保 管 場			
設 置 者 名	(株)○○○○		
産業廃棄物の種類	①金属くず ②繊維くず ③ゴムくず ④がれき類		
最大積み上げ高さ	④5m		
保管可能量	①10m ³ ②15m ³ ③5m ³ ④100m ³		
管 理 者 名	△ △ △ △	連絡先	□ □ - □ □ □ □

積替保管の表示は、記載例を参考に産業廃棄物の種類ごとに保管可能量、高さ（屋外で容器を用いない場合）を記載してください。

60cm

60cm

掲示板の大きさは、縦、横ともに60cm以上のものを作成の上、保管場所の出入口など見えやすい場所に掲示してください。

[様式：7]

施設の維持管理計画書（中間処理共通 No.1 / 3）

- 1 周囲の囲いが破損した場合は、速やかに補修することとし、作業終了後または作業員が不在の時は、出入口を閉鎖し、施錠すること。

係員が工場の周囲を定期的に巡回して囲いの状況を確認し、周囲の囲いが破損した場合は速やかに補修する。

作業終了後の午後〇時以降から翌朝午前〇時までおよび日曜、祝日は出入口（正門）を閉鎖する。

- 2 立札等は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。また、立札等が破損した場合は、速やかに補修すること。

係員が構内を巡回し、立札等の状態を確認し、常に見やすい状態にしておく。表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えを行う。また、立札等が破損した場合は、速やかに補修する。

- 3 受け入れる産業廃棄物の種類および量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析または計量を行うこと。

新規に産業廃棄物を受け入れる場合は種類、性状、量を文書で確認するとともに、サンプルを要求して分析し、産業廃棄物が当社の処理能力に見合ったものだけを受け入れる。また、受け入れる際には、事前に排出業者から産業廃棄物の種類および量の情報を得るとともに、受け入れ時にはマニフェストによって産業廃棄物の種類および量を確認の後、サンプルを採取し、必要な当該産業廃棄物の性状の分析を行い当社の施設の処理能力に見合ったものであることを確認し、必要な計量を行い受け入れる。

- 4 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。

処理施設への産業廃棄物の投入に当たっては、当該施設の処理能力を超えないようにする。

- 5 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境保全上必要な措置を講ずること。

係員が定期的に各施設を巡回し、産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、社内の緊急時の連絡・対応マニュアルにしたがって直ちに上司に報告するとともに、施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収を行う。

- 6 排水処理施設その他の施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検および機能検査を行うこと。

排水処理施設その他の施設について正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検を行い、その結果を記録するとともに排水等の分析により適正に機能が維持されていることを確認するため検査を行う。

- 7 産業廃棄物の飛散および流出ならびに悪臭の発散を防止するために、必要に応じて消臭剤の散布その他の必要な措置を講ずること。

係員が定期的に巡回して産業廃棄物の飛散および流出ならびに悪臭の飛散がないことを確認するとともに産業廃棄物の飛散および流出ならびに悪臭の飛散を防止するために、脱臭装置の運転および消臭剤の散布を行う。

施設の維持管理計画書（中間処理共通 No.2 / 3）

- 8 防虫剤の散布等を行い、蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

産業廃棄物の保管場所の衛生管理に努め、蚊、はえの発生を防止するとともに、係員が定期的に巡回し、蚊、ハエ等の発生がないことを確認する。

- 9 運搬車両または中間処理に使用する機械等により、著しい騒音および振動が発生し周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。

産業廃棄物の受け入れは昼間に行う等運搬車両または中間処理に使用する機械等により、著しい騒音および振動が発生し、周辺の生活環境に支障をおよぼすことのないようにする。また、定期的に工場敷地境界における騒音測定を実施して影響のないことを確認している。

- 10 搬入時には産業廃棄物の確認をおこない、取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していたときには、荷降を中止し、速やかに除去すること。

搬入時に、マニフェストおよびサンプルの検査により産業廃棄物の確認を行い、取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していた場合は、受け入れを中止し、排出業者に返品する。

- 11 排出事業者の名称および排出される産業廃棄物の種類は、常に契約書およびマニフェストで確認し、これが不明な場合には、当該産業廃棄物を受け入れないこと。

産業廃棄物の処理を受託する場合は、排出業者と処理する産業廃棄物の種類や量等について契約書を交わし確認する。

受け入れる際には、事前に排出業者から産業廃棄物の種類および量を確認するとともに、サンプルを採取し、マニフェストどおりの産業廃棄物であることを確認する。

不明の場合は、受け入れを中止し排出業者に返品する。

- 12 中間処理施設からの排水を公共用水域等に放流する場合は、放流水の検査を1年に1回以上行い、管轄健康福祉センター所長に、その結果を提出すること。なお、水質検査の結果、異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査して必要な改善措置を講ずること。

当社からの放流水については毎月1回検査を行い、その結果を〇〇健康福祉センターに報告する。放流水の水質に異常が認められた場合には、すみやかに原因を調査して対策を実施する。

- 13 消火器その他の消火設備は、常に管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。また、管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないこと。

消火器および消火設備は法律に基づく定期点検を行うとともに、定期的に自主点検を実施している。また、作業場は禁煙としている。

- 14 中間処理場までの使用道路の安全確保、清掃保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

構内の交通ルールを定め、安全を確保するとともに、道路の清掃保持および必要に応じた補修を実施している。

施設の維持管理計画書（中間処理共通 No.3 / 3）

- 15 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存すること。また、産業廃棄物の搬入および搬出に係る車両の確認、産業廃棄物の種類および量の確認の記録を作成し、5年間保存すること。

施設の管理者が施設の維持管理に関する点検・検査を実施し、点検・検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存する。

また、産業廃棄物の種類および量、産業廃棄物の搬入および搬出に係る車両を記載したマニフェスト、秤量表、産業廃棄物入荷状況の記録を作成し、5年間保存する。

- 16 事故の発生を防止するため、巡回指導および保守点検を実施するとともに、台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努めること。

事故の発生を防止するため、管理監督者による現場巡回を実施するほか、係員による巡回監視を行い施設の保守点検を実施する。また、台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努める。

[様式：8]

施設の維持管理計画書（焼却 NO.1/3）

- 1 ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、通常、ごみを均一に混合すること。

該当なし。

- 2 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、ガス化燃焼方式または一時間当たりの処理能力が二トン未満の焼却施設にあっては、この限りでない。

産業焼却炉への産業廃棄物の投入は、ポンプまたはフィーダにより外気と遮断した状態で連続的に行う。

- 3 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（廃PCB等の焼却施設にあっては、千百度）以上に保つこと。

産業焼却炉内の焼却温度は温度計により常時監視し、重油燃焼量の調節により、常に850度以上を保つ。

- 4 焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるよう焼却すること。

炉内は常時850度以上の高温であり、かつ炉内滞留時間が長いので焼却灰の熱しゃく減量は10%以下となる。

- 5 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。

炉の運転を開始する場合は、炉に設置されている重油燃料装置により速やかに炉温を上昇させることができる。

- 6 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。

炉の運転を停止する場合は、炉への産業廃棄物の供給を停止し、炉に設置されている重油燃焼装置により炉温を高温に保ち、産業廃棄物を完全に燃焼しつくした後停止する。

- 7 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

焼却炉内の温度は炉内に設置した温度計により、連続的に測定し記録している。

- 8 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね二百度以下に冷却することができる場合にあってはこの限りでない。

急冷塔により集じん機に流入する排ガス温度を70度以下に冷却している。

- 9 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（8のただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。

集じん機に流入する排ガス温度を、温度計により連続的に測定し記録している。

施設の維持管理計画書（焼却 NO. 2/3）

- 10 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。

冷却設備、排ガス処理設備はいずれも湿式設備であり、ばいじんはスラリー状で回収し、連続的に排水処理設備に送っている。

- 11 排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようごみを焼却すること。

炉内温度、空気供給量、排ガスの酸素濃度および一酸化炭素濃度を連続的に監視し、最適な状態に管理することによって排ガス中の一酸化炭素濃度を 100ppm 以下としている。

- 12 排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

一酸化炭素濃度計を設置し、排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し記録している。

- 13 排ガス中のダイオキシン類の濃度が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」別表第二で定める濃度以下になるようにごみを焼却すること。

排ガス中のダイオキシン類の濃度が平成 14 年 12 月 1 日以降の排出基準である $1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 以下となるよう施設の維持管理基準を守るとともに、年 1 回以上測定し排ガス中のダイオキシン類の濃度を確認している。

- 14 排ガス中のダイオキシン類の濃度は年一回以上、ばい煙量またはばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素および窒素酸化物に係るものに限る。）は 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。

排ガス中のダイオキシン類の濃度は年 1 回以上、ばい煙量、ばい煙濃度は 6 月に 1 回以上測定し、その結果を記録している。

排ガスの測定は年間測定計画を作成し、確実に実施している。

- 15 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

焼却炉の排ガスは排ガス処理施設で確実に処理を行うとともに、定期的に測定を行い、排出基準を守っていることを確認し、生活環境保全上の支障が生じないようにしている。

- 16 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、または冷却する場合は、当該水の飛散および流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

排ガスを冷却または洗浄した汚水ポンプで排水処理設備に送って処理し、飛散や流出による生活環境保全上の支障が生じないようにしている。

- 17 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。

ばいじんは排ガス処理施設で補修したのち、排水処理設備に送り、汚泥として回収して汚泥置場に貯留している。

また、焼却灰は炉の底部から排出し、残渣仮置き場に貯留しており、それぞれ分離されている。

- 18 ばいじんまたは焼却灰の熔融加工を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじんまたは焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。

該当なし。

施設の維持管理計画書（焼却 NO. 3/3）

- 19 ばいじんまたは焼却灰のセメント固化処理または薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじんまたは焼却灰、セメントまたは薬剤及び水を均一に混合すること。

該当なし。

- 20 火災の発生を防止するため必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

作業場は火気厳禁としているほか、係員の巡回監視により火災の発生を防止している。
また、作業場には消火器、消火栓、泡消火栓等の必要な消火設備を備えている。

- 21 廃PCB等、PCB汚染物およびPCB処理の焼却施設にあっては、燃え殻をPCBに係る判定基準に適合させること。

該当なし。

- 22 廃油または廃PCB等の焼却施設にあっては、廃油等が地下に浸透しないように、必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

該当なし。

- 23 燃焼室等の構築材質が劣化し、または損傷していないことについて常に点検を行い、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。

焼却炉の耐火物の状況は常に点検を実施し、異常が認められた場合には操業を停止し、補修を行う。

- 24 排ガス洗浄用として水酸化ナトリウム等の溶液を用いる場合には、水素イオン濃度を点検し、適度に保たれていることを確認し、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。

排ガス洗浄用の循環水のpHを連続で測定し、水酸化ナトリウムを自動で添加して一定のpHを維持している。もし、異常が認められた場合は操業を停止し、改善措置を講ずる。

[様式 : 12]

事務所の付近の見取図

- * 県内に事務所を有する場合は、住宅明細図等を添付すること。
県外に事務所を有する場合は、概略図および住宅明細図等を添付すること。
事業上の範囲を住宅明細図上に枠で囲んで表示すること。

住 所	〇〇県〇〇市〇〇△丁目△△番△△号		
電 話	△△△△-△△-△△△△	F A X	△△△△-△△-△△△△

[様式：13]

施設設置場所に係る土地・建物の概要

施設の種類： ○ ○ ○ ○

施設の所在地				地目	公簿面積	実測面積	埋立面積	所有者の住所および氏名
市町村名	大字	字	地番					
○ ○ 町	○ ○	○ ○	△ △	○○○	m ² △,△△△	m ² △,△△△	m ² △,△△△	○○町○○△△-△ ○ ○ ○ ○
※ 設置場所に係る土地すべてについて記載すること。 地目は、雑種地、山林等を記入すること。								
合 計					△,△△△	△,△△△	△,△△△	
当該施設に係る土地・建物に関する法令上の許可・届出状況								
○字○番の土地について、○年○月○日農地法に基づく、転用許可済み ○字○番の土地について、○年○月○日都市計画法に基づく、開発行為許可済み								
隣 接 地 の 状 況								
市町村名	大字	字	地番	地目	公簿面積	実測面積	埋立面積	所有者の住所および氏名
○ ○ 町	○ ○	○ ○	△ △	○○○	m ² △,△△△	m ² △,△△△	m ² △,△△△	○○町○○△△-△ ○ ○ ○ ○
※ 設置場所に係る土地についてすべて記載すること。 地目は、雑種地、山林等を記入すること。								

※当該施設に係る土地・建物に関する法令上の許可・届出のコピー（農地法の規定による農地転用許可証の写し等）を添付すること。

[様式：14]

処理後の廃棄物の種類ごとに作成してください。

処分後の産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類

処分後の産業廃棄物の種類	焼却残さ（燃え殻）	
発生量（t/月又はm ³ /月）	焼却残さ：〇〇t/月	
処 理 方 法	自 己 処 理	（処分場所）
	委 託 処 理	（処分業者名） 焼却残さ：〇〇株式会社
		（所在地） 焼却残さ：〇〇県〇〇市 2341 番地
埋立処分 海洋投入処分 中間処理 <u>売 却</u>		
中間処理、売却の場合は具体的な方法 〔セメント原材料として利用〕		
備考 ※1 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。 ※2 中間処理後の産業廃棄物の処理を委託する場合には、受託業者の許可証の写しを添付すること。		

[様式 : 15]

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

□□□□年□□月□□日

福井県知事 様

申請者

住 所 福井市西木田2丁目8番地8号

氏 名 福井産廃株式会社
代表取締役 福井 一郎

事業の開始および継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始および継続に要する資金の総額	230,000	
土 地	50,000	
事 務 所	50,000	
処理施設、処理設備	80,000	
保 管 施 設	25,000	
運 転 資 金	(「販売費・一般管理費－減価償却－租税公課」の2月分) 20,000 (千円)	
費用留保額	(未処理の廃棄物等の適正な処理に要する費用留保額 (中間処理)) 単価〇〇円/kg(平成27年度産廃固定費/処理量) × 〇〇kg(平成28年3月末産廃在庫量) = 5,000 (千円)	
費用積立額	(埋立処分終了後の維持管理に要する費用積立額 (最終処分))	
損害賠償保険の保険料		
事業の開始および継続的運営に支障を来すおそれのある抵当権等の登記を抹消する費用		
調 達 方 法	自 己 資 金	現金50,000、預金50,000
	借 入 金	130,000
	(借入先名)	〇〇銀行
	そ の 他	
	増 資	
備考	<p>内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。</p> <p>更新の場合は事業の継続に必要な資金 (運転資金、費用留保額等) について記載すること。</p> <p>自己資金のうち預金については、残高を証明する資料を添付すること。(決算書類を添付している場合は省略可。)</p>	

処理前保管量 × 単価で算出

個人で申請する場合に提出してください。
(法人の場合は不要)

[様式 : 17]

資産に関する調書 (個人用)			
		年 月 日現在	
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	当座預金	2口座	5,000
有価証券	他社株式	2社	10,000
未収入金		1社	1,000
売掛金		2社	1,500
受取手形		3社	2,000
土地	自宅兼事務所、駐車場	500㎡	20,000
建物	自宅兼事務所、積替保管倉庫	300㎡	15,000
備品	パソコン、机など	10品目	8,000
車両	ダンプ、キャブオーバ	2台	10,000
その他	パワーショベル、フォークリフト	2台	12,000
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	〇〇金融公庫	1口座	30,000
短期借入金	〇〇銀行	2口座	5,000
未払金		1社	1,000
預り金		1社	1,500
前受金		1社	2,000
買掛金		2社	3,000
支払手形		3社	3,000
その他			
負 債 計			45,500

(産業廃棄物処分量用)

添付書類省略申立書

年 月 日

福井県知事 様

更新許可申請、事業範囲変更許可申請
で、添付書類を省略する場合にこの書類
を提出してください。

住所

氏名

直近の許可日（新規許可日、
更新許可日、変更許可日）
について記載

人にあつては名称および代表者の氏名)

年 月 日付け、第

号で許可を受けた

産業廃棄物処分量
特別管理産業廃棄物処分量
の更新
変更

許可申請については、これまで提出した

申請書および届出書の内容と現況の内容とは下記のとおりであるので、変更のない
事項に係る添付書類を省略します。

該当箇所を○で囲むか、非該
当箇所を二重線で見え消し
してください。

添付書類省略に関する事項	変更の有無
1. 事業計画の概要を記載した書類	有・無
2. ① 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、現況の写真および当該施設の付近の見取図（ <u>処理工程図は省略不可</u> ） ② 事務所の付近の見取図 ③ 周囲の地形、地質および地下水の状況を明らかにする書類および図面（最終処分場）	有・無
3. 申請者が2.①に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類（過去に提出された賃貸借契約書が更新・変更された場合は省略不可）	有・無
4. 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	有・無
<p>注意！ 土地・建物の概要（様式：13） は省略できません。</p>	
5. 海洋汚染および海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写し	有・無